

# 入 札 説 明 書

滋賀県立大学

インターネット出願および

入学検定料収納代行決済に係る業務

令和7年1月

## 入 札 説 明 書

この入札説明書は、公立大学法人滋賀県立大学会計規則（平成18年公立大学法人滋賀県立大学規則第4号）、公立大学法人滋賀県立大学契約事務取扱規程（平成18年公立大学法人滋賀県立大学規程第54号。以下「取扱規程」という。）、本件調達に係る入札公告（以下「入札公告等」という。）のほか、公立大学法人滋賀県立大学（以下「県立大学」という。）が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

### 1 入札に付する事項

別記1のとおり。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 取扱規程第3条に規定する者に該当しない者であること。【注1】。
- (2) 滋賀県における物品の買入れ等に係る競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) (2)に規定する者以外の者で入札に参加する資格を得ようとする者については、滋賀県が定める審査に関する取扱いに準じて審査し、資格を与えた者とする。
- (4) 他大学において、令和6年度入学者選抜等（令和5年度実施）におけるインターネット出願受付処理人数（一つの大学での実績）で、5,000件以上の処理実績があること。また、国公立大学における学部入試のインターネット出願サービスを15以上の大学において行っている実績があり、相当の知識および経験を有していること。
- (5) 滋賀県物品関係指名等停止基準その他の滋賀県の機関が定める指名停止等の基準または公立大学法人滋賀県立大学における物品購入等契約に関する取引停止等の取扱要綱による指名停止等の措置期間中でないこと。
- (6) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体およびその構成員でないこと。
- (8) 入札参加者またはその代理人は、別紙様式1「入札参加資格確認申請書」および別紙様式4「契約実績報告書」を、令和7年1月15日（水）17時までに別記2に示す場所に提出し、入札参加資格を有していることの確認を受けなければならない。
- (9) (2)に規定する者以外の者で入札に参加する資格を得ようとする者は、入札説明書交付時に「一般競争入札参加資格審査申請書」を受取り、提出しなければならない。「一般競争入札参加資格審査申請書」が提出された場合は、滋賀県が定める審査に関する取扱いに準じて審査し、資格を与えるものとする。「一般競争入札参加資格審査申請書」の提出期間および提出場所は（8）と同じとする。

- (10) 入札参加者またはその代理人は、入札仕様書に記述した要求要件を満たす提案書（別紙様式 5）を別記 4 の提出期間に別記 2 に示す場所に提出すること。

### 3 入札および開札

- (1) 入札参加者またはその代理人は、仕様書および別添契約書（案）を熟覧の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、別記 6 に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等についての不知または不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者またはその代理人は、別紙様式 2 による入札書を別記 3 の日時および場所に入札書を持参することとし、郵送その他の方法による入札は認めない。〔注 2〕
- (3) 入札書および入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札参加者またはその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した別紙様式 2 により、入札書を提出しなければならない。なお、代理人が入札する場合にあっては、入札書と同時に入札権限に関する委任状（別紙様式 3）を提出しなければならない。
- ア 入札金額（税抜）
  - イ 入札の目的
  - ウ 契約期間
  - エ 入札保証金額
  - オ 入札日
  - カ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称または商号および代表者の氏名）および押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）
  - キ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所および氏名（法人の場合は、その名称または商号および代表者の氏名）、代理人であることの表示ならびに当該代理人の氏名および押印
- (5) 入札参加者またはその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合（入札金額の訂正を除く。）は、当該訂正部分について押印をしなければならない。
- (6) 入札参加者またはその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換えまたは撤回をすることができない。
- (7) 入札執行者は、入札参加者またはその代理人が相連合し、または不穩の挙動をする等の場合で入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、またはこれを取止めることがある。
- (8) 入札参加者またはその代理人は、システム構築にかかる費用、システムの運用保守にかかる費用（契約期間中の総額）、検定料収納代行決済にかかる費用（契約期間中の総額）に相当する価格を見積もって入札金額とすること。
- (9) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り

捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札参加者またはその代理人は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (10) 入札参加者またはその代理人は、請負代金または物品代金の前金払の有無、前金払の割合または金額、部分払の有無、支払回数等の契約条件を別添契約書(案)に基づき十分考慮して入札金額を見積るものとする。
- (11) 入札(再度入札を含む。)を行う室(以下「執行室」という。)には、入札参加者またはその代理人ならびに入札執行事務に係りのある職員(以下「入札関係職員」という。)以外の者は入室することができない。
- (12) 入札参加者またはその代理人は、入札開始後においては、当該執行室に入室することができない。
- (13) 入札参加者またはその代理人は、当該執行室に入室しようとするときは入札関係職員に身分証明書を提示しまたはその写しを提出しなければならない。
- (14) 入札参加者またはその代理人は、入札中または再度の入札中において特に止むを得ない事情があると認められる場合のほか、当該執行室を退室することはできない。
- (15) 入札中または再度の入札中において、次の各号の一に該当する者は当該執行室から退場させる。
  - ア 当該執行室へ出入りした者
  - イ 私語、放言等をした者
  - ウ 酒気を帯びて当該執行室へ入室した者
  - エ 公正な競争の執行を妨げ、または妨げようとした者
  - オ その他入札執行者が特に指示した事項を遵守しない者
- (16) 入札参加者またはその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者またはその代理人となることができない。
- (17) 開札の結果、入札参加者またはその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、入札参加者またはその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては速やかに別に定める日時において入札をする。
- (18) 入札執行者は、必要と認めるときは、入札参加者に見積内訳書の提出を求めることがあるので準備しておくこと。なお、落札者は入札終了後に見積内訳書を提出することとする。

#### 4 入札保証金

入札保証金は免除とする。

#### 5 無効の入札書

入札書で、次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札書
- (3) 入札参加者またはその代理人が同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札書
- (4) 談合その他不正の行為があったと認められる入札書
- (5) 入札保証金を納めない者または納めた入札保証金の額が不足する者のした入札書
- (6) 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札書
- (7) 入札書記載の金額を加除訂正した入札書
- (8) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札書

## 6 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、物品毎に設定された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

同価の入札をした者のうち、出席しない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

## 7 契約保証金

契約保証金は免除とする。

## 8 契約書の作成

- (1) 入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内に（特別の事情があるときは、指定の期日まで）契約書の取りかわしをするものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに契約担当者が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (3) (1)の場合において、契約担当者が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- (4) 契約書および契約に係る文書に使用する言語ならびに通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- (5) 契約担当者が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

9 契約条項

別添契約書（案）のとおり。

10 その他必要な事項

- (1) 入札参加者もしくはその代理人または契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者もしくはその代理人または当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札説明会は開催しない。
- (3) 入札に関する質問方法、本学の回答方法等は、**別記5**のとおり。
- (4) 本件調達に関する照会先は、**別記6**のとおり。

## 別 記

### 1 入札に付する事項

#### (1) 業務名

滋賀県立大学インターネット出願および入学検定料収納代行決済に係る業務

#### (2) 業務の特質等

仕様書のとおり

#### (3) 契約期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで  
(5年間)

### 2 契約条項を示す場所および日時

#### (機関名)

公立大学法人滋賀県立大学事務局教務課入試係

#### (郵便番号)

522-8533

#### (所在地)

滋賀県彦根市八坂町2500

#### (日時)

令和7年1月7日(火) 9時から  
令和7年1月15日(水) 17時まで  
(土曜日、日曜日および祝日を除く。)

### 3 入札および開札の場所および日時

#### (1) 入札の日時および場所

(入札日時) 令和7年1月31日(金) 10時30分

(入札場所) 滋賀県立大学事務局 A0棟3階 第1会議室

#### (2) 開札の日時および場所

入札終了後直ちに行う。

#### (3) 不調時における再入札の日時および場所

(入札日時) 令和7年1月31日(金)

(入札場所) 滋賀県立大学事務局 A0棟3階 第1会議室

#### (4) 開札の日時および場所

入札終了後直ちに行う。

### 4 提案書の提出

入札に参加しようとする者は、仕様に記述した要求条件を満たす提案書を提出すること。提案書は日本語にて記述すること。提出された提案書に不明な点がある場合は追加資料を要求することがある。

(1) 提出期間 令和7年1月7日(火) から令和7年1月15日(水) まで

(2) 提出場所 滋賀県立大学事務局教務課入試係 (A1棟2階201室)

(3) 提案書の記載事項

(ア) 提案書

① 提案システムの全体構成

(仕様書に基づいたシステム・各種体制等が記載されたもの)

② 仕様書に記載されていないハード・ソフトで、本システムの運用・利用に不可欠と入札者が考えるものがあれば、その理由、名称、数量等

(イ) 導入スケジュール

5 質問および回答

本件入札に関する質問については、以下の方法により、受付および回答を行うこととする。その他の方法による質問には回答しないので注意すること。

(1) 質問方法

任意の様式に質問内容を記入し、電子メールにより6に示す宛先へ提出すること。メールの件名を「インターネット出願質問(会社名)」とすること。

(2) 回答方法

質問に対する回答は、質問者へメールにて速やかに回答する。ただし、質問および回答の内容により、入札参加資格確認申請書を提出したすべての者に公開する場合がある。

(3) 受付期間

令和7年1月7日(火)9時発信から令和7年1月15日(水)17時発信まで

6 当該調達に関する問い合わせ先

(機関名)	滋賀県立大学事務局教務課入試係
(郵便番号)	522-8533
(所在地)	滋賀県彦根市八坂町2500
(電話番号)	0749-28-8243
(FAX番号)	0749-28-8267
(E-mail)	nyushi@office.usp.ac.jp
(担当者氏名)	山口 恵里佳
(照会方法)	文書により行うこと。



[注1]

—公立大学法人滋賀県立大学契約事務取扱規程—

(一般競争入札に参加させることができない者)

第3条 特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があった後2年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事もしくは製造を粗雑にし、または物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者または公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督または検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

[注2]

—公立大学法人滋賀県立大学契約事務取扱規程—

(入札の方法)

第6条 入札しようとする者は、入札書を作成し、封かんのうえ、自己の氏名を表記し、契約責任者の指定する書類とともに、指定の日時までに、指定の場所に本人またはその代理人が出頭して提出しなければならない。

2 代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。この場合において、当該代理人は、同一の入札について、2人以上の入札者の代理人となることができない。

3 入札しようとする者は、入札書の記載事項について訂正したときは、訂正印を押さなければならない。ただし金額の訂正はできない。

4 入札者および代理人は、既に提出した入札書を書き換え、引き換え、または撤回することができない。